

(仮称) 太田市運動公園 市民体育館建設事業 設計・施工一括プロポーザル 参加表明書 作成要領

1 本プロポーザルによって選定される設計・施工共同企業体（以下「設計・施工JV」）の業務は、当事業に関する以下の全ての業務および工事とする。

- (1) 基本設計業務、実施設計業務
- (2) 地質調査業務
- (3) 測量等調査業務
- (4) 工事監理業務
- (5) 特殊基礎工事
- (6) 本体工事
- (7) 外構工事
- (8) ほか関連工事

上記業務委託及び施工業務を総括して「本業務」とする

2 応募（参加）資格要件

本プロポーザルに参加する設計・施工JV^{※1}は、次に示す要件を満たすもの^{※2}とする。

※1 本プロポーザルにおける共同企業体（提出者）名は「(仮称) ○○○・△△△特定建設工事共同企業体」とし、仮称とします。

※2 特定された者は、本プロポーザルの審査後に、共同企業体としての資格審査申請を行い、認定を受ける必要があります。

(1) 設計・施工JVに関する要件等

- ① 本業務を行うJV構成員は、以下の設計・監理業務を行う者（1者）と施工業務を行う（1者）の2者であること。
- ② 共同企業体名を参加表明書等へ記載する際は、共同企業体名の最初に「(仮)」を記載すること。
- ③ 提出者を構成する企業（JV構成員）の変更は認めない。
- ④ 提出者を構成する企業のいずれかが、他の提出者を構成する企業でないこと。
- ⑤ 提出者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の提出者を構成する企業でないこと。ただし、当該提出者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が、他の提出者の協力企業である場合を除く。
- ⑥ 上記⑤における「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のア及びイのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。

a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。b. において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b. において同じ。）の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a. については、会社等

（「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が「民事再生法」（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（「会社更生法」（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役。）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 設計及び工事監理企業の参加資格要件

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ② 令和2年度太田市入札参加資格者名簿において、「建築関係建設コンサルタント」の登録事業者（以下「登録事業者」という）であること。
- ③ 本業務を行う設計企業構成員は、平成17年4月1日以降に、本プロポーザル提案書の提出期限の日までに契約履行が完了（施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。）した業務実績のうち、同種・同規模施設^{※1}、同種施設^{※2}、又は類似施設^{※3}で、構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のものが1件以上あること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2条各号の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 本業務の参加希望を表明する書類の提出期限の日から契約締結の時までの間に、太田市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく市長の指名停止の措置を受けていない者とする。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- ⑦ 主たる業務分野である総合（建築）分野を再委託しないこと。
- ⑧ 業務の一部（構造、電気設備、機械設備、積算）を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント（協力企業）が令和2年度太田市入札参加資格者名簿において「建築関係建設コンサルタント」の登録事業者である場合には、当該協力企業が指名停止を受けている期間中でないこと。また、同資格者名簿に登の登録事業者でない場合にも、当該協力企業が指名停止等の措置を受けている事象が発生しないこと。
- ⑨ ⑧の協力企業の変更は認めない。

※1 「同種・同規模施設」とは、平成31年国土交通省告示98号別添二において示される「建築物の類型」における「第3号」第2類に掲げる建築物で、延べ面積が1棟で10,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ5,000席以上の客席を有するもの

※2 「同種施設」とは、同上「第3号」第2類に掲げる建築物で、延べ面積が1棟で8,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ3,000席以上の客席を有するもの

※3 「類似施設」とは、同上「第3号」第1類、「第12号」第2類に掲げる建築物で、延べ面積が5,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ800席以上の客席を有するもの

(3) 施工企業の参加資格要件

- ① 令和2年度太田市競争入札参加資格者名簿の建設工事「建築一式」に登録された業者で、特定建設業許可を有すること。
- ② 太田市認定の業者等級が「建築一式 A等級」であり、県内に本店を有する業者で太田市建設工事等請負業者選定要領に定める総合数値が建築工事業について1,200点以上であること。
- ③ 本業務を行う施工企業構成員は、平成17年4月1日以降に、本プロポーザル提案書の提出期限の日までに元請けとして完成及び引渡し完了した工事の施工実績のうち、延べ面積が1棟で3,000㎡以上、階数が地上2階以上の公共施設建築で、構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（：以下その他^{※4}施設とする）が複数あること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2条各号の規定に該当しない者であること
- ⑤ 本業務の参加希望を表明する書類の提出期限の日から契約締結の時までの間に、太田市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく市長の指名停止の措置を受けていない者とする。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。

- ⑦ 工事の一部（電気設備工事、機械設備工事）を下請契約する場合においては、当該協力企業の要件を定めないが、その技術者等については、3（2）の資格要件、当該工事への専任要件、4（2）エ B 及び C の実績要件をそれぞれ満たすこと。

3 業務実施上の条件

(1) 設計業務に関すること

- ① 管理技術者^{※1}は、一級建築士であること。
- ② 管理技術者及び総合主任担当技術者は、提出者の J V を構成する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（技術提案書の提出期限の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）にあること。
- ③ 管理技術者、記載を求める分担業務分野の主任担当技術者^{※2}及び積算・コスト主任担当技術者^{※3}は、それぞれ 1 名であること。
- ④ 管理技術者、記載を求める分担業務分野の主任担当技術者及び積算・コスト主任担当技術者は、互いに兼務することは認めない。
- ⑤ 2（2）⑧の場合であっても、当該分担業務分野の主任担当技術者について、（様式 3-1）技術者等一覧表により記載すること。

※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号）第 15 条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 「積算・コスト主任担当技術者」は、次の※4 に表す「総合」「構造」「電気」「機械」に関する積算業務及び本業務のコストマネジメントを担う者をいう

※4 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、技術提案書の中で当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を求める予定。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	設計業務内容
総 合	平成 31 年国土交通省告示 98 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
積算・コスト	※3、※4による

(2) 工事施工に関すること

- ① 統括管理技術者^{※6}は、監理技術者^{※7}と兼務することができる。
- ② 統括管理技術者及び監理技術者は、記載を求める分担施工分野の工事担当主任技術者をそれぞれ兼任していないこと。
- ③ 監理技術者及び記載を求める分担施工分野の工事担当主任技術者は、当該工事に専任で配置できること。
- ④ 統括管理技術者、監理技術者、建築工事担当主任技術者及び現場代理人は、提出者の J V を構成する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（技術提案書の提出期限の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）にあること。
- ⑤ 統括管理技術者、記載を求める分担施工分野の工事担当主任技術者及び現場代理人は、それぞれ 1 名であること。
- ⑥ 監理技術者は、発注者の承諾を得て現場代理人を兼ねることができる。

- ⑦ 2(3)⑦の場合であっても、当該分担施工分野の工事担当主任技術者について、(様式3-2) 技術者等一覧表により記載すること。

※5 下記の技術者及び分担施工分野の工事担当主任技術者は、それぞれ以下の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

		資格名称
技術者	統括管理技術者	一級建築士又は一級建築施工管理技士
	監理技術者	一級建築士又は一級建築施工管理技士
分担施工分野	建築工事	一級建築士又は一級建築施工管理技士
	電気設備工事	一級電気施工管理技士
	機械設備工事	一級管工事施工管理技士

※6 「統括管理技術者」とは、設計業務における管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務及び施工業務に関し相互調整を行い、本事業全体のマネジメントを行う。

※7 「監理技術者」は、建設業法第26条第2項～4項に規定する。

(3) 工事監理業務に関すること

- ① 工事監理者^{※8}は、一級建築士であること。
- ② 工事監理者及び建築監理主任技術者は、提出者のJVを構成する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(技術提案書の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係)にあること。
- ③ 工事監理者及び記載を求める分担業務分野の主任技術者は、それぞれ1名であること。
- ④ 工事監理者は、(1)①の管理技術者との兼務は認めない。
- ⑤ 工事監理者が記載を求める分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める建築監理主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- ⑥ 工事監理者は施工企業の者ではないこと。
- ⑦ 2(2)⑧の場合であっても、当該分担業務分野の主任技術者について、(様式3-3) 技術者等一覧表により記載すること。

※8 「工事監理者」とは、建築基準法第5条の6第4項に規定する業務及び統括する役割を担う者をいう。

※9 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、技術提案書の中で当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を求める予定。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任技術者は「記載を求める主任技術者」の要件を満たしてなければならない。なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	工事監理業務内容
建築監理	平成31年国土交通省告示98号別添一第2項第一号及び第二号による業務において示される工事監理の種類で、同第1項第二号ロ(1)における(1)総合に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
構造監理	同上(2)構造に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
電気設備監理	同上(3)設備(i)に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
機械設備監理	同上(3)設備(ii)から(iv)までに定める成果図書に基づき行う工事監理業務

(4) (1)～(3)に関する共通事項

- ① 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、協力企業の技術者等も含め原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- ② 参加表明書に記載した配置予定の技術者の保有資格を証明する資格者証の写しや講習修了証の写し及び書類等を、それぞれ添付すること。

4 業務実施上の技術者等に関する実績要件

(1) 設計業務に関する技術者等

次の要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者（積算・コスト主任担当技術者は除く。）を配置できること。

- ア 平成17年4月1日以降、本プロポーザル提案書の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次のエに示す実績要件（施設の建築工事の完成及び引渡しが完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。ただし、構造主任担当技術者の制震構造又は免震構造の設計業務実績は改修設計の実績も可とする。）を満たす業務において、担当する業務分野（管理技術者の場合は総合主任担当技術者の分野も含む。）の設計業務実績を有する者であること。
- イ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあつては A の項目、電気設備主任担当技術者にあつては B の項目、機械設備主任担当技術者にあつては C の項目に該当する実績を有する者であること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
- ウ 本プロポーザル提案書の提出期限時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって、参加表明書、（様式3-1）技術者等一覧表及び関連資料等を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記ア及びイの要件を満たしていなければならない。

エ 実績要件

A 管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者

- a 建築規模、用途及び構造が下記 i) によるもの
- i) 延べ面積が1棟で8,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ3,000席以上の客席を有する同種施設又は類似施設で、構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの
- b 構造主任担当技術者は上記実績のほか、構造躯体に制振構造又は免震構造を有する鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の設計業務実績（新築、増築、改修いずれも可）を有する者であること。なお、建築規模、用途及び階数は問わない

B 電気設備主任担当技術者

- a 建築規模、用途及び構造が下記 i) によるもの
- i) 延べ面積が1棟で8,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ3,000席以上の客席を有する同種施設又は類似施設であること。

C 機械設備主任担当技術者

- a 建築規模、用途及び構造が下記 i) によるもの
- i) 延べ面積が1棟で8,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ3,000席以上の客席を有する同種施設又は類似施設で、工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの

(2) 工事施工に関する技術者等

次の要件を満たす統括管理技術者、監理技術者及び各分担施工分野の担当主任技術者を配置できること。

- ア 平成17年4月1日以降、本プロポーザル提案書の提出期限の日までに元請けとして完成及び引渡しが完了したものであって、A から C までの要件を満たす工事の施工実績を有する者であること。
- イ 携わった実績については、次のエのうち、統括管理技術者、監理技術者及び建築工事担当主任技術者にあつては A の項目、電気設備工事担当主任技術者にあつては B の項目、機械設備工事担当主任技術者にあつては C の項目に該当する実績を有する者であること。
- ウ 本プロポーザル提案書の提出期限時点において、統括管理技術者、監理技術者又は各分担施工分野の担当主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって、参加表明書、（様式3-2）技術者等一覧表及び関連資料等を提出することは支障ないが、いずれの

候補者においても上記ア及びイの要件を満たしていなければならない。

エ 実績要件

A 統括管理技術者、監理技術者及び建築工事担当主任技術者

a 建築規模、用途及び構造が下記 i) によるもの

- i) 延べ面積が1棟で3,000㎡以上、階数が地上2階以上の公共施設建築で、構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの

B 電気設備工事担当主任技術者

a 建築規模、用途及び設備が下記 i) によるもの

- i) 延べ面積が1棟で3,000㎡以上、階数が地上2階以上の公共施設建築であること。

C 機械設備工事担当主任技術者

a 建築規模、用途及び設備が下記 i) によるもの

- i) 延べ面積が1棟で3,000㎡以上、階数が地上2階以上の公共施設建築で、工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの

(3) 工事監理業務に関する技術者等

次の要件を満たす工事監理者及び各分担業務分野の監理主任技術者を配置できること。

ア 平成17年4月1日以降、本プロポーザル提案書の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次のエに示す実績要件（施設の建築工事の完成及び引渡しが完了したものであって、新築又は増築工事の工事監理に携わったものに限る。ただし、構造監理主任技術者の制震構造又は免震構造の工事監理業務実績は改修工事の実績も可とする。）を満たす業務において、担当する業務分野（工事監理者の場合は建築監理主任技術者の分野も含む。）の工事監理業務実績を有する者であること。

イ 携わった実績については、次のエのうち、工事監理者、建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあつてはAの項目、電気設備監理主任技術者にあつてはBの項目、機械設備監理主任技術者にあつてはCの項目に該当する実績を有する者であること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ 本プロポーザル提案書の提出期限時点において、工事監理者又は各分担業務分野の監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって、参加表明書、(様式3-3)技術者等一覧表及び関連資料等を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記ア及びイの要件を満たしていなければならない。

エ 実績要件

A 工事監理者、建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者

a 建築規模、用途及び構造が下記 i) によるもの

- i) 延べ面積が1棟で8,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ3,000席以上の客席を有する同種施設又は類似施設で、構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの

b 構造監理主任技術者は上記実績のほか、構造躯体に制振構造又は免震構造を有する鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の工事監理業務実績（新築、増築、改修いずれも可）を有する者であること。なお、建築規模、用途及び階数は問わない

B 電気設備監理主任技術者

a 建築規模、用途及び設備が下記 i) によるもの

- i) 延べ面積が1棟で8,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ3,000席以上の客席を有する同種施設又は類似施設であるもの。

C 機械設備監理主任技術者

a 建築規模、用途及び設備が下記 i) によるもの

- i) 延べ面積が1棟で8,000㎡以上、階数が地上2階以上かつ3,000席以上の客席を有する同種施設又は類似施設で、工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの

(4) (1)～(3)の技術者等の実績を証明する書類及び詳細を説明する書類

以下の①、②は、令和2年6月8日、16時が提出期限の技術提案書と合わせて提出を求める予定。

- ① 同種・同規模施設、同種施設、類似施設又は公共施設の実績として記載した業務又は工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料(契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者等の従事状況の証明書類(社内資料等でも可))。但し、当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)又は一般社団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(CORINS)に登録されている場合は記載部分の写し、及び記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写し。この場合、契約書の写し及び配置予定技術者等の従事状況の証明書類の提出は不要。
- ② 同種・同規模施設、同種施設、類似施設又は公共施設の実績として記載した業務又は工事の詳細を説明する書類。(様式については、別途公告する)

5 参加表明書に添付する技術資料の記入要領及び注意事項

(1) 参加表明書に添付する技術資料は、様式1～8の書式に基づき作成する。

(2) 用紙の大きさはA4判タテとする。

(3) 設計企業の同種、類似施設等の実績の記載に当たっては、同種・同規模施設、同種施設、類似施設の業務実績の順に優先するものとする。施工企業の実績については、この他にその他施設を記載しても良い。

(4) 配置予定の技術者の経験、能力、実績については、設計業務に関する調書を様式5-1～5-6、工事施工に関する調書を様式6-1～6-6、工事監理業務に関する調書を様式7-1～7-5に、下記に従い記載する。記入欄は、本様式に準じて適宜追加又は削除しても良い。

① 設計業務における配置予定の技術者(様式5-1～5-6)

ア 氏名

配置予定の技術者の氏名を記載する。

イ 生年月日、年齢

配置予定の技術者の生年月日(西暦)及び年齢(参加表明書提出時現在)を記載する。

ウ 実務経験年数

配置予定の業務の経験年数を記載する。

エ 資格名称、登録番号

配置予定の技術者の保有する資格、及び登録番号等を記載する。

オ 設計業務実績 ①～③

3件まで記載する。

カ 発注者、及び業務名

当該設計業務の発注者、業務委託名称を記載する。

キ 施設名/所在地

当該設計業務の施設名称、その施設所在地を記載する。

ク 設計期間、及び工事期間

当該設計業務の受託期間、設計完了後の施設の工事履行期間を記載する。

ケ 立場/役割

当該設計業務に関わった立場について、1～3の中から選択する。

コ 構造・階数、建築面積・延べ面積

当該施設の完成時について、それぞれ記載する。

サ 施設種別、観客席数

シ 当作成要領 2(2)③内の※1～3に示す1～3の中から選択し、当該施設の観客席数を記載する。

ス 施設用途

当該施設の完成時について記載する。

② 工事施工における配置予定の技術者（様式6-1～6-6）

- ア 氏名
配置予定の技術者の氏名を記載する。
- イ 生年月日、年齢
配置予定の技術者の生年月日（西暦）及び年齢（参加表明書提出時現在）を記載する。
- ウ 実務経験年数
配置予定の業務の経験年数を記載する。
- エ 資格名称、登録番号
配置予定の技術者の保有する資格、及び登録番号等を記載する。
- オ 施工実績 ①～③
3件まで記載する。
- カ 発注者、及び工事名
当該工事の発注者、工事名称を記載する。
- キ 施設名/所在地
当該工事の施設名称、その施設所在地を記載する。
- ク 工事期間
当該施設の工事履行期間を記載する。
- ケ 立場/役割
当該工事施工に関わった立場について、1～4の中から選択する。
- コ 構造・階数、建築面積・延べ面積
当該施設の完成時について記載する。
- サ 請負代金額、施設用途
当該工事の完成時について、それぞれ記載する。
- シ 施設種別、観客席数
当作成要領 2（2）③内の※1～3、及び同2（3）③内の※4に示す、それぞれ1～4の中から選択し、当該施設に客席を有する場合は観客席数を記載する。

③ 工事監理業務における配置予定の技術者（様式7-1～7-5）

- ア 氏名
配置予定の技術者の氏名を記載する。
- イ 生年月日、年齢
配置予定の技術者の生年月日（西暦）及び年齢（参加表明書提出時現在）を記載する。
- ウ 実務経験年数
配置予定の業務の経験年数を記載する。
- エ 資格名称、登録番号
配置予定の技術者の保有する資格、及び登録番号等を記載する。
- オ 監理業務実績 ①～③
3件まで記載する。
- カ 発注者、及び業務名
当該監理業務の発注者、業務委託名称を記載する。
- キ 施設名/所在地
当該監理業務の施設名称、その施設所在地を記載する。
- ク 監理期間及び工事期間
当該監理業務の受託期間、施設の工事履行期間を記載する。
- ケ 立場/役割
当該設計業務に関わった立場について、1～2の中から選択する。
- コ 構造・階数、建築面積・延べ面積
当該施設の完成時について、それぞれ記載する。
- サ 施設種別、観客席数
当作成要領 2（2）③内の※1～3に示す1～3の中から選択し、当該施設の観客席数を記載する。
- シ 施設用途
当該施設の完成時について記載する。

- ④ ①～③の実績について、記載する件数は3件までとするが、この際同種・同規模施設業務の実績を優先するものとし、同種・同規模、同種、類似、(工事施工においては、その他)の実績が3件に満たない場合は、実績のある同種・同規模、同種、類似、(工事施工においては、その他)の実績のみを記入し残りは空欄とする。